

災害時における水道施設等の応急復旧等の応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 島根県（以下「甲」という。）、島根県企業局（以下「乙」という。）及び社団法人島根県管工事業協会（以下「丙」という。）は地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、水道施設等の被災状況調査及び応急復旧（以下「応急復旧等」という。）を行うために必要な応援に関し、次のとおり協定を締結する。

(要 請)

第2条 甲又は乙は、次に掲げる場合について、丙に応援を要請することができる。

(1) 被災した市町村（一部事務組合を含む。以下「市町村」という。）から、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第68条第1項に基づき、水道施設等の応急復旧等について応援要請があった場合

(2) 甲又は乙の管理する水道施設等の応急復旧等のため必要がある場合

2 前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、緊急の場合で文書によることができない場合は、電話等により要請を行い、後に速やかに文書により通知するものとする。

3 丙は、第1項の規定により要請を受けたときは、丙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材の調整を行い、速やかに応急復旧等を行うための体制を確立し、可能な限り甲又は乙に協力するものとする。

4 前項の規定により出動した丙の会員は、当該水道施設等の管理者の指示により応急復旧等に従事するものとする。

(報 告)

第3条 丙は、丙の会員が応急復旧等の応援を終了した場合は、速やかに甲又は乙に報告するものとする。

(費用負担)

第4条 この協定に基づき丙の会員が応急復旧等の応援に要した費用は、甲又は乙が負担する。ただし、法第68条第1項の規定により市町村の応援の要請に応じて応援を行った場合の費用の負担は、法第92条に定めるところによる。

(補 償)

第5条 丙の会員において、この協定に基づく業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、疾病にかかり、若しくは身体に障害がある状態になった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）その他の法令による。

2 前項の規定により難い特段の事情がある場合は、甲、乙及び丙は誠意をもって協議するものとする。

(被災した他の都道府県への応援)

第6条 甲又は乙が、被災した他の都道府県における水道施設等の応急復旧等の応援要請があったため、丙に協力を要請した場合においても、丙はこの協定に準じ

て可能な限り協力するものとする。

(資料の交換)

第7条 甲、乙及び丙は、連絡名簿その他この協定の実施に必要となる資料を作成し、相互に交換するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項に疑義が生じた場合、又はこの協定に定めのない事項に関し必要がある場合は、その都度甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までとする。ただし期間満了の日の30日前までに、甲、乙又は丙のいずれかから文書をもって協定終了の意思表示をしない限り、その効力を持続する。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲、乙及び丙は、記名押印の上、各自1通を保有する。

平成20年3月12日

甲 島根県松江市殿町1番地

島根県

島根県知事 **溝口善兵衛**

乙 島根県松江市殿町8番地

島根県

島根県知事 **溝口善兵衛**

丙 島根県松江市学園南二丁目20番8号

社団法人島根県管工事業協会

会長 **小玉隆夫**